

久留米市生活困窮者就労準備支援事業、被保護者就労準備支援事業
及び被保護者就労支援事業の一体的実施事業の業務委託
に関する「質問事項と回答内容」

	質問内容	回答
1	現在、久留米市の自立相談支援事業・家計改善支援事業は、久留米市を西部と東部に分けて実施されていますが、今後、西部と東部に分けず市全体で実施する予定があるか。	今後の自立相談支援事業等の実施体制については、現在検討中で詳細は未定です。
2	利用コーディネーター（主任支援員）、主任就労準備支援員、主任就労支援員の勤務時間や勤務日数の決まりはあるか。	特に決まりはありません。業務委託仕様書「7 実施体制」に記載しているとおり、受託者からの提案に基づき、市と協議のうえ決定します。
3	現在市が契約している就労準備支援事業の実施場所の施設の賃貸契約を受託企業が引継ぐことは可能か。また、可能な場合は現在の家賃や光熱水費の費用を教示願いたい。	市が現在締結している建物質貸借契約を引き継ぐことは不可となっています。同じ施設を使用する場合は、新たな建物質貸借契約が必要となります。